船橋市歯・口腔の健康推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 市民が自らの歯・口腔の健康増進に向けて、主体的に取り組むことができるよう支援するため、本市における歯・口腔に関する保健事業を総合的、かつ、効果的に推進することを目的に船橋市歯・口腔の健康推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 歯・口腔保健に関する知識の普及啓発等に関すること。
 - (2) 歯・口腔疾患の予防のための措置等に関すること。
 - (3) 歯・口腔の健康増進のための環境整備等に関すること。
 - (4) 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等に関すること。
 - (5) その他市民の歯・口腔の健康推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員等)

- 第4条 委員は、次に挙げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 保健機関、医療機関、社会福祉団体又は教育機関の代表者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議は、会長が召集し、開催する。
- 2 協議会の会議は、会長がその議長となる。
- 3 第4条に規定する者のほか、会長が必要と認めた場合は、その者を会議に出 席させ意見を求めることができる。

- 4 会長が必要と認めるときは専門部会及び専門委員を置くことができる。
- 5 協議会は、原則として公開とする。ただし、船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号)第26条に掲げる場合は、この限りではない。 (事務局)
- 第8条 協議会の事務局は、地域保健課に置く。 (公務上の災害補償)
- 第9条 委員(第4条第1項第3号に掲げる委員は除く。)が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の委員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附則

- この要綱は、平成29年8月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年8月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。